

-経営承継円滑化法-

申請マニュアル

【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】

令和6年4月改訂版

相続税・贈与税に関する情報等につきましては、国税庁HPの「相続税・贈与税特集」にも掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

申請・報告手続きを行う前に、必ず第7章用語・定義を通読いただき、用語の意味するところをご確認ください。

経営承継円滑化法の概要

経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継円滑化法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、

- (1) 遺留分に関する民法の特例
- (2) 事業承継時の金融支援措置
- (3) 事業承継税制

- ①非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度（一般措置、特例措置）、
- ②個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予制度

- (4) 所在不明株主に関する会社法の特例

の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律となります。

経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

1. 事業承継税制

◇事業承継に伴う税負担を軽減する特例を措置

①非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度

都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除

②個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度

都道府県知事の認定を受けた個人事業主の事業用資産の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除

4. 所在不明株主に関する会社法の特例

◇都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮する特例を新設【令和3年8月施行】

- 会社法上、株式会社は、株主に対して行う通知等が「5年」以上継続して到達しない等の場合、当該株主（所在不明株主）の有する株式の買取り等の手続が可能
- 本特例によりこの「5年」を「1年」に短縮

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

①非上場株式等に対する民法の特例

- ・ 贈与した非上場株式等を遺留分侵害請求の対象外に（除外合意）
- ・ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分侵害請求の対象外に（固定合意）

②個人の事業用資産に対する民法の特例

- ・ 贈与した事業用資産を遺留分侵害請求の対象外に（除外合意）

3. 金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金及びM&Aにより他の事業者から事業を承継するための資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及び後継者個人に対して、以下の特例を設けています。

①中小企業信用保険法の特例

（対象：中小企業者）

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

（対象：後継者個人）



親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、幅広い資金ニーズに対応

事業承継税制の概要

- 事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



- 平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置（以下「一般措置」といいます。）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置（以下「特例措置」といいます。）が創設されました。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定 ※1	〔 特例承継計画の提出※ 2018年4月1日から 2026年3月31日まで 〕	不要
適用期限	〔 10年以内の贈与・相続等 2018年1月1日から 2027年12月31日まで 〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に 対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の 適用 ※2	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の 推定相続人・孫への贈与

※1 令和6年4月1日施行の改正施行規則により、特例承継計画の提出期限は2年延長。

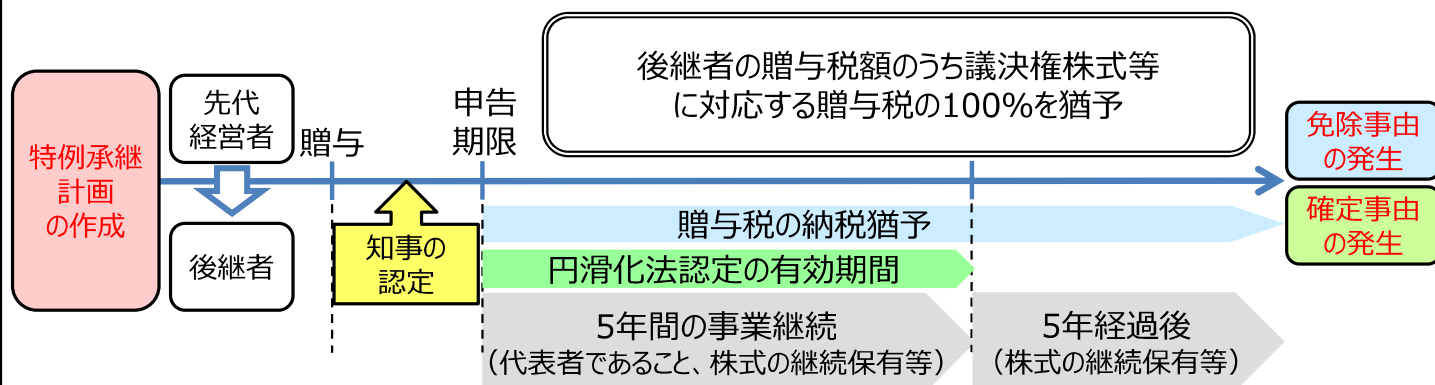
※2 成人年齢引下げに伴い、受贈者年齢要件は「18歳以上」に（改正前は20歳以上）。

事業承継税制（特例措置）の概要

【贈与税の納税猶予制度について】

後継者が贈与により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。）に係る贈与税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として贈与税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。



猶予税額が免除される場合

- 後継者の死亡
- 先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
 - 会社の倒産
 - 次の後継者へ贈与
 - 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合（譲渡対価等を上回る税額を免除）等

- 円滑化法の認定有効期間内であっても免除されます。
- 円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

猶予税額を納税する場合

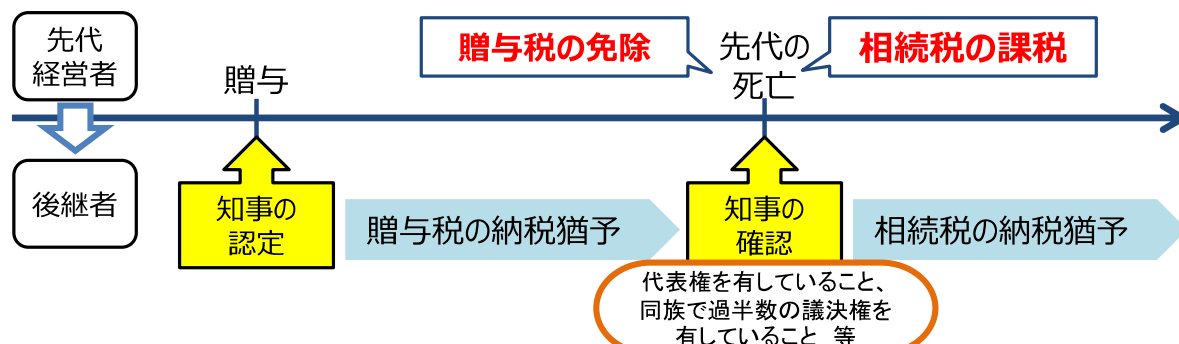
- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
- 同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
 - 株式等を譲渡した場合（※）
 - 会社が解散した場合（※）
 - 資産保有型会社等に該当した場合 等

- 円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
- 円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
- （※）経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。

【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。

その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。

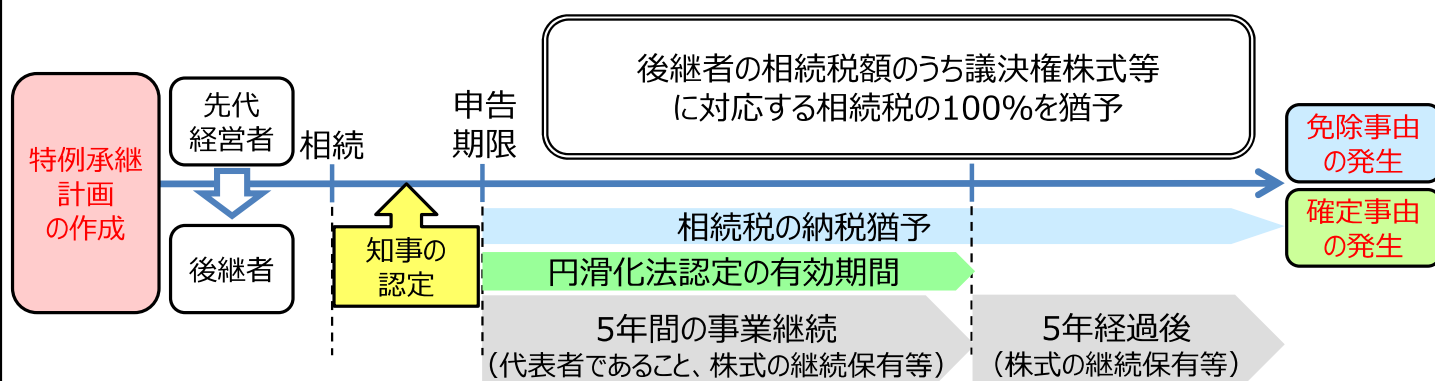


事業承継税制（特例措置）の概要

【相続税の納税猶予制度について】

後継者が相続又は遺贈（死因贈与を含みます。）により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。）に係る相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として相続税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。



猶予税額の免除の場合

- 後継者の死亡
- 会社の倒産
- 次の後継者へ贈与
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合（譲渡対価等を上回る税額を免除）等

- 円滑化法の認定有効期間内であっても免除されます。
- 円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

猶予税額の納税の場合

- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
- 同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
- 株式等を譲渡した場合（※）
- 会社が解散した場合（※）
- 資産保有型会社等に該当した場合 等

- 円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
●円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
(※) 経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。

以上のとおり、円滑な事業承継を行うために、贈与税及び相続税の納税猶予制度を組み合わせることで、株式等の承継に伴う税負担を軽減することができます。

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2018年1月1日以降の贈与について適用することができます。

都
道
府
県
庁

特例承継計画
の策定

確認申請

贈与

認定申請

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。

- 2026年3月31日まで提出可能です。
※株式等の贈与後に特例承継計画を作成することも可能です。その場合は、都道府県知事への認定申請時まで作成してください。

- 贈与年の10月15日～翌年1月15日までに申請。
- 特例承継計画を添付。

税
務
署

税務署へ
申告

- 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記

税
務
署

都
道
府
県
庁

申告期限後
5年間

5年経過後
実績報告

6年目以降

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。

- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2018年1月1日以降の相続について適用することができます。

都道府県庁

特例承継計画の策定

確認申請

相続又は遺贈

認定申請

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。

- 2026年3月31日まで提出可能です。
※株式等の相続後に特例承継計画を作成することも可能です。その場合は、都道府県知事への認定申請時まで作成してください。

- 相続の開始の日の翌日から8か月以内に申請（相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日以後の期間に限ります。）
- 特例承継計画を添付。

- 認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

税務署へ申告

税務署

申告期限後
5年間

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。

5年経過後
実績報告

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。

6年目以降

- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

都道府県庁
税務署

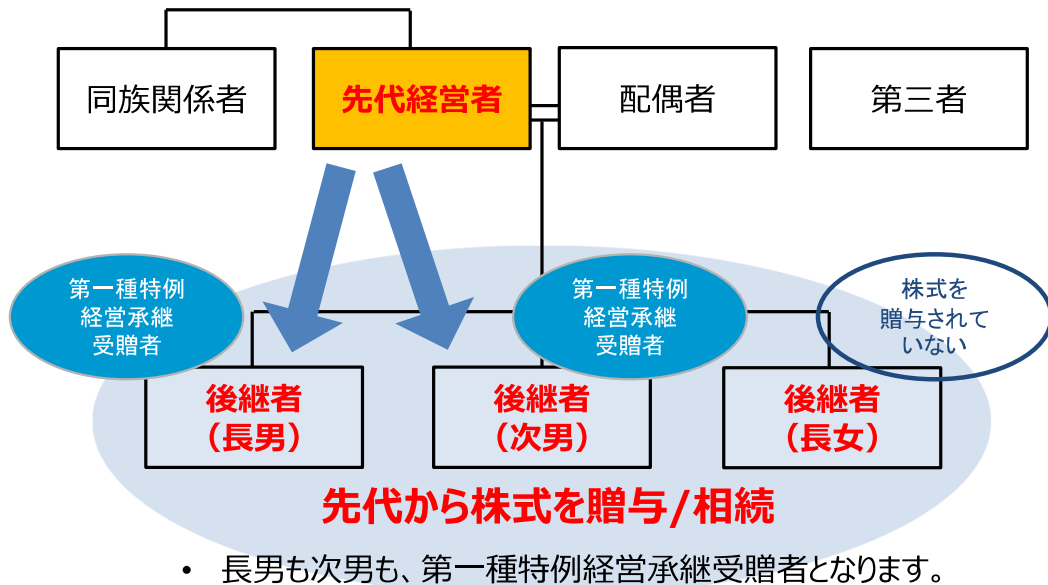
事業承継税制（特例措置）の概要

認定の種類について

(例)

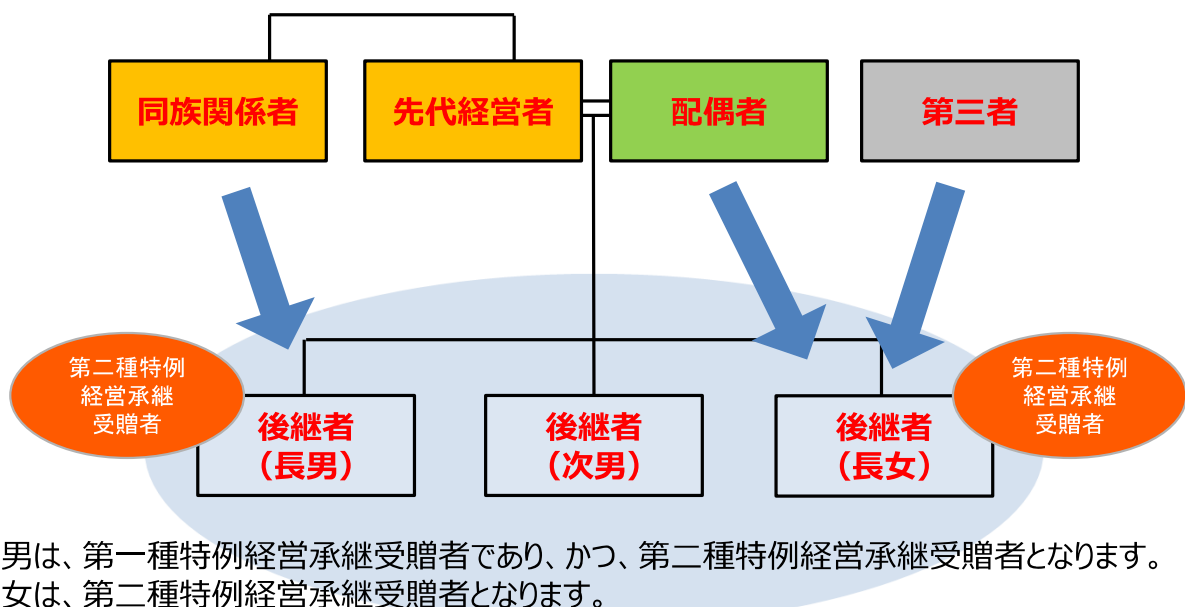
STEP 1

最初に先代経営者からの移転が行われている必要があります。
⇒「第一種」認定



STEP 2

先代経営者からの贈与/相続以後、一定の期間内に行われた先代経営者以外の株主からの贈与/相続も対象となります。
⇒「第二種」認定



特例承継計画について

【特例承継計画】

事業承継税制（特例）の適用を受けるためには、2018年4月1日から2026年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。

特例承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関（※）による指導及び助言を受ける必要があります。

（※）認定経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定経営革新等支援機関として認定されています。（2020年10月時点で37,720機関。）

【特例承継計画の変更等】

特例承継計画の確認を受けた後に、計画の内容に変更や、確認を受けた会社が消滅する等の一定の組織再編があった場合には、変更申請書又は報告書を都道府県に提出し、再度確認を受けることができます。変更申請書又は報告書には、変更事項等を反映した計画を記載し、改めて認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けることが必要です。

【実績報告】

特例の認定を受けた場合は、雇用が8割を下回った場合でも認定取消・納税とはなりませんが、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません。

その報告に際し、認定経営革新等支援機関が、雇用が減少した理由について所見を記載するとともに、中小企業者が申告した雇用減少の理由が、経営悪化あるいは正当ではない理由によるもの場合は、経営の改善のための指導及び助言を行う必要があります。

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表権の有無	☐ 有 ☐ 無（退任日 年 月 日）

3 特例後継者について

特例後継者の氏名（1）	
特例後継者の氏名（2）	
特例後継者の氏名（3）	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	年 月 ～ 年 月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

都道府県知事の認定について

経営承継円滑化法認定の概要

【1. 認定の要件】

認定を受けるためには、対象会社に関する要件、後継者に関する要件、先代経営者に関する要件、先代経営者以外の株主等に関する要件があります。

贈与の場合、相続又は遺贈の場合のそれぞれの場合において要件が異なりますので、ご注意ください。

【2. 認定の効力について】

認定の有効期限は、後継者ごとに、最初に事業承継税制（特例）の適用を受ける贈与に係る贈与税の申告期限又は相続に係る相続税の申告期限の翌日から5年を経過する日までです。

この期間中には認定ごとに事業継続報告（年次報告、5年間の認定有効期間中、毎年1回。）が必要です。

なお、事業継続期間中に他社に吸収合併された場合などにも一定の要件の下で合併先の会社に認定を承継することができます。

【3. 特例承継計画について】

中小企業者が経営承継円滑化法の認定を受けるためには、「特例承継計画」（様式第21）を都道府県に提出※し、確認を受ける必要があります。

特例承継計画の記載事項は、後継者の氏名や事業承継の時期、承継時までの経営の見通しや承継後5年間の事業計画等に加え、認定経営革新等支援機関による指導及び助言の内容等です。

※計画を提出することができる期間は、2018年4月1日から2026年3月31日までです。

【4. 事前確認について】

平成25年度税制改正において、事前確認が認定の要件から外れることとなりました。それに伴い、2013年4月1日以後に認定申請する場合には、事前確認を受けていなくても申請が可能となりました。

なお、事前確認を受けた方は、その事前確認の確認書を添付して認定の申請を行うことも可能です。

事前確認を受けても、特例措置の認定を受ける場合には、特例承継計画を提出しておく必要があります。

また、すでに事前確認を受けている会社であっても、当該事前確認の変更・取下げ等を行う必要はありません。

都道府県知事の認定について

認定の有効期間等

2022年9月1日に一部改正あり

【認定の有効期間・報告期間等について】

同一の後継者が複数の者より株式の承継を受ける一定の場合において、円滑化省令で規定する報告基準日等及び認定の有効期間（以下「円滑化省令基準日等」という。）と、租税特別措置法に規定する経営贈与報告基準日等及び経営贈与承継期間等（以下「措置法基準日等」という。）とが一致しない場合が生じ得たことから、これらを一致させるため所要の改正を行いました。

改正前

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に円滑化法の認定を受けた贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

改正後

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

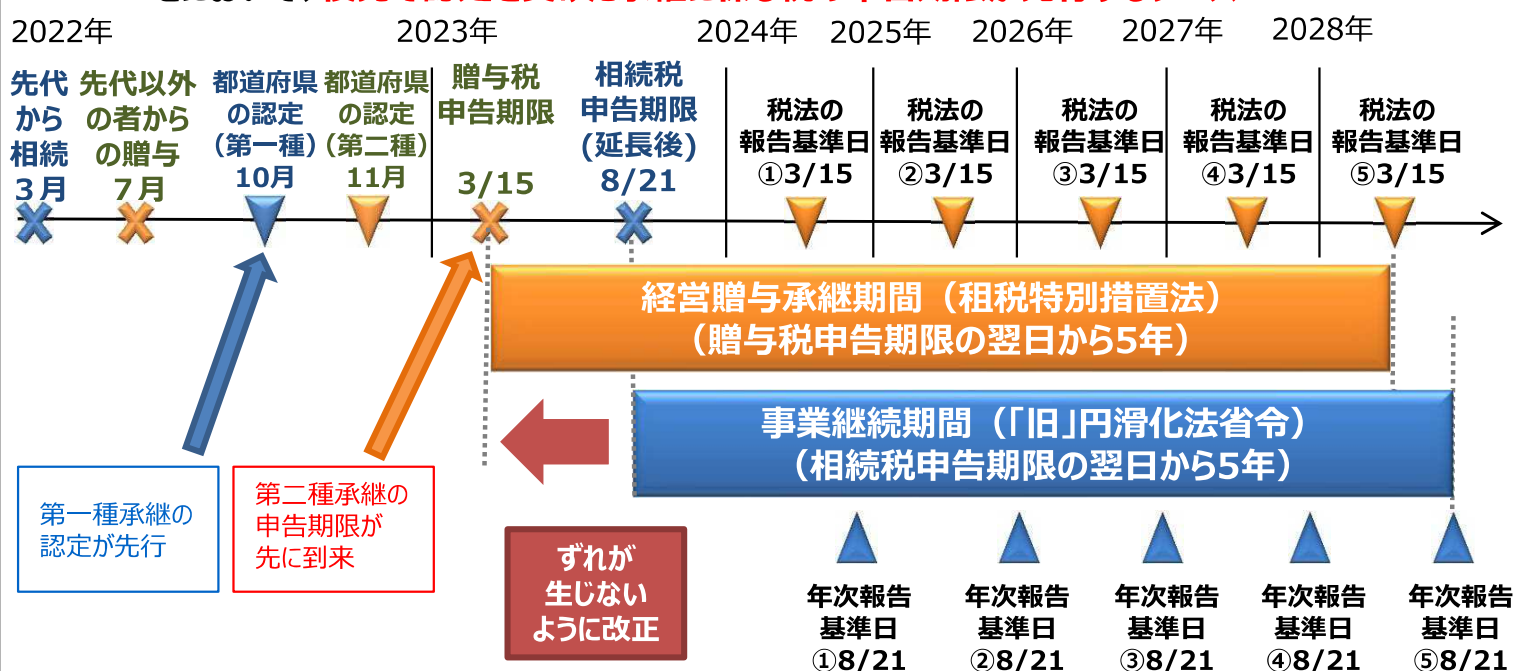
※注意点

- ✓ 実務上、認定と税の申告期限が、ともに「①第一種承継、②第二種承継」という順番となる場合が多いと考えられ、この場合は、改正前後で決定される円滑化省令基準日等は変わらないと言えます。
- ✓ 第一種承継と第二種承継、または、複数の第二種承継が隣接した時期に実施された場合には、ご注意ください。**租税特別措置法と同様、最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日として考える**ことになります。税の申告期限が「①第二種承継、②第一種承継」の順番となることがあります。なお、認定は、第一種贈与・相続が先行する必要がある点に変更はありません。
- ✓ この点、**「最初の円滑化法の認定を受けた日」が2022年9月1日より前の場合は、従前どおり「旧」円滑化省令基準日等が適用されます**ので、ご注意ください。そのため、マニュアルを活用する際、2022年9月1日より前に認定を受けられた方は、「旧」円滑化省令基準日等となることも留意してください。

例

「旧」円滑化省令基準日等と、措置法基準日等が一致しない場合

例えば、先代から相続で承継を受け、その相続税の申告期限が災害等で延長された場合などにおいて、**後発で認定を受けた承継に係る税の申告期限が先行するケース**



都道府県庁の担当窓口

都道府県名 郵便番号	部署名 住所	電話番号
北海道 〒060-8588	経済部地域経済局 中小企業課 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5331
青森県 〒030-8570	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ 青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9374
岩手県 〒020-8570	商工労働観光部 経営支援課 岩手県盛岡市内丸10番1号	019-629-5544
宮城県 〒980-8570	経済商工観光部 中小企業支援室 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2742
秋田県 〒010-8572	産業労働部 産業政策課 秋田県秋田市山王3丁目1番1号	018-860-2215
山形県 〒990-8570	産業労働部 産業創造振興課 スタートアップ推進室 山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-2708
福島県 〒960-8670	商工労働部 経営金融課 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7288
茨城県 〒310-8555	産業戦略部 中小企業課 茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-3560
栃木県 〒320-8501	産業労働観光部 経営支援課 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-3173
群馬県 〒371-8570	産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-3339
埼玉県 〒330-9301	産業労働部 産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3910
千葉県 〒260-8667	商工労働部 経営支援課 千葉県千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2712
東京都 〒163-8001	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-4785
神奈川県 〒243-0435	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション) 神奈川県海老名市下今泉705番地1 県立産業技術総合研究所 2階	046-235-5620
新潟県 〒950-8570	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5235
富山県 〒930-8501	商工労働部 地域産業支援課 富山県富山市新総曲輪1番7号	076-444-3248
石川県 〒920-8580	商工労働部 経営支援課 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1522
山梨県 〒400-8501	産業労働部 産業振興課 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1541
長野県 〒380-8570	産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係 長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7194
岐阜県 〒500-8570	商工労働部 商業・金融課 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号	058-272-8389
静岡県 〒420-8601	経済産業部 商工業局 経営支援課 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2807
愛知県 〒460-8501	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6332
三重県 〒514-8570	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 三重県津市広明町13番地	059-224-2447

都道府県庁の担当窓口

福井県	産業労働部 創業・経営課（建設業、商業、サービス業等） 産業労働部 産業技術課（製造業等）	0776-20-0367 0776-20-0370
〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	
滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
〒520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	
京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	
大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
〒559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	
兵庫県	産業労働部 地域経済課	078-362-3313
〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	
奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
〒630-8031	奈良県奈良市柏木町129番地1号	
和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2742
〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	
鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
〒680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220番地	
島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5354
〒690-8501	島根県松江市殿町1番地	
岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
〒700-7570	岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号	
広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
〒730-8511	広島県広島市中区基町10番52号	
山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
〒753-8501	山口県山口市滝町1番1号	
徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
〒760-8570	香川県高松市番町四丁目1番10号	
愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
〒790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番2号	
高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
〒780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	
福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	
佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	
長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
〒850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号	
熊本県	商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（製造業以外） 商工労働部 産業振興局 産業支援課（製造業）	096-333-2316 096-333-2319
〒862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	
大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	
宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
〒880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	

相談窓口等

○税理士

税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理士会連合会TEL：03-5435-0931（代）<https://www.nichizeiren.or.jp/>

○事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継・引継ぎ支援センターは、事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。

また、後継者探しにお困りの中小企業の後継者探しのお手伝いを行っています。

→各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターの連絡先 <https://shoukei.smrj.go.jp/>

○よろず支援拠点

よろず支援拠点においては、在籍する専門家が事業承継等の相談対応を行うほか、専門性の高い事業承継計画の策定支援等に関しては、事業承継・引継ぎ支援センター等の的確な支援機関への紹介も行っている。

→よろず支援拠点一覧 <https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

本マニュアルは、2024年4月時点において施行されている経営承継円滑化法・同政令・同施行規則を基に記載しております。

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-5803

【中小企業庁ホームページ】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>